

様式第 1 号

令和 7 年 6 月 3 0 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

〔設置者の名称〕医療法人 仁心会

〔代表者の役職〕理事長 〔代表者の氏名〕松下 兼介

大学等における修学の支援に関する法律第 3 条第 1 項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	仁心看護専門学校
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・○専門学校)
大学等の所在地	鹿児島県霧島市隼人町真孝 910 番地 7
学長又は校長の氏名	吉牟田 直孝
設置者の名称	医療法人 仁心会
設置者の主たる事務所の所在地	鹿児島県霧島市福山町福山 771 番地
設置者の代表者の氏名	理事長 松下 兼介
申請書を公表する予定のホームページアドレス	https://jinshin.or.jp/

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。

☐ 確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 1 項に基づき確認申請書を提出します。

☒ 更新確認申請書の提出

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 3 項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

☒ この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。

☒ 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

☒ 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- ☑ この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- ☑ 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第3条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	事務長 上原啓介	0995-42-2266	jinsin-school@po.mct.ne.jp
第2号の1	事務長 上原啓介	0995-42-2266	jinsin-school@po.mct.ne.jp
第2号の2	事務長 上原啓介	0995-42-2266	jinsin-school@po.mct.ne.jp
第2号の3	事務長 上原啓介	0995-42-2266	jinsin-school@po.mct.ne.jp
第2号の4	事務長 上原啓介	0995-42-2266	jinsin-school@po.mct.ne.jp

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点（☑）を付けた上で、これらの書類を添付してください。（設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。）

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- ☑ 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- ☑ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- ☑ 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- ☑ 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- ☑ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

- ☑ 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- ☑ 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校コード	H146310000056	学校名	仁心看護専門学校
設置者名	医療法人 仁心会		

I. ①直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入(A)	経常支出(B)	差額(A)-(B)
申請前年度の決算	4,336,756,630円	4,178,257,737円	158,498,893円
申請2年度前の決算	4,521,261,272円	4,104,080,908円	417,180,364円
申請3年度前の決算	5,199,797,303円	4,170,838,702円	1,028,958,601円

I. ②直前の決算の貸借対照表における「運用資産－外部負債」の状況

	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)-(D)
申請前年度の決算	4,973,138,233円	89,636,100円	4,883,502,133円

II. 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学学生等の数(F)	収容定員充足率(F)/(E)
今年度(申請年度)	120人	58人	48%
前年度	120人	73人	60%
前々年度	120人	82人	68%

大学・短期大学・高等専門学校で、II. 申請校の直近3年度の全ての収容定員充足率が8割未満の場合
申請前年度に当該学校を卒業した者について、今年度(申請年度)5月1日時点の状況について

(A)又は(B)のいずれかを記載

・申請校の直近の進学・就職率の状況(A)学校基本統計を利用する場合

	卒業者数(G)	進学者数+就職者数(H)	進学・就職率(H)/(G)
申請前年度の状況	22人	21人	95%

・申請校の直近の進学・就職率の状況(B)学校基本統計を利用しない場合

	進学希望者+就職希望者(I)	進学者数+就職者数(J)	進学・就職率(J)/(I)
申請前年度の状況			#DIV/0!

(I. ②の補足資料)「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	資産の内容	申請前年度の決算における金額
現金	現金	7,931,687円
預金	普通預金・定期預金	4,465,206,546円
有価証券	円建ユーロ債(期間10年)	500,000,000円

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	負債の内容	申請前年度の決算における金額
未払金	業者未払	87,307,100円
未払金	未払法人税	176,300円
未払金	未払消費税	2,152,700円

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号の1－②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1－①を用いること。

学校名	仁心看護専門学校
設置者名	医療法人 仁心会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護科	夜・通信	270 単位時間	240 単位時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://jinshin.or.jp/disclosure/>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 理事（役員）名簿の公表方法

--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
(備考)			

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	仁心看護専門学校
設置者名	医療法人 仁心会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	運営委員会
役割	運営委員会は、主として次の事項を審議し又は決定する。 (1)学則その他本校の規程に制定改廃に関すること (2)予算及び決算に関すること (3)教育方針、教育計画及び教育内容 (4)学生の定員その他身分に関すること (5)教育施設に関すること (6)前各号に掲げるほかに重要な事項に関すること ※上記の項目を学校運営に反映させる。 別紙：運営委員会 規程

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
福山病院 総看護師長	始期 2024.4～ 終期 2026.3	就職病院
松下病院 総看護師長	始期 2024.4～ 終期 2026.3	実習病院
オレンジ学園 看護部長	始期 2024.4～ 終期 2026.3	実習施設
(備考) 運営委員会に外部人材を複数専任		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	仁心看護専門学校
設置者名	医療法人 仁心会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

- | |
|---|
| 1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 |
|---|

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

授業計画（シラバス）作成要領に基づき 2 月より作成し、4 月完成。

HP で公開。

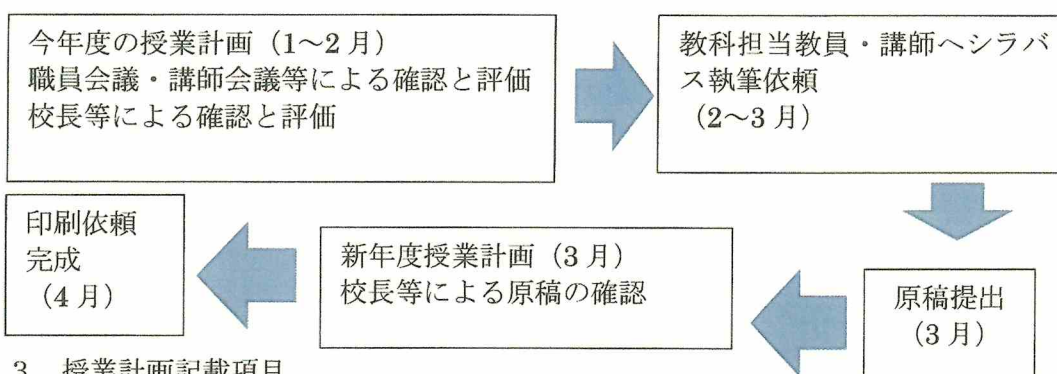
授業計画（シラバス）作成要領

1. 授業計画作成要領について

この作成要領は、授業計画作成のガイドラインとして、学生の主体的な学習の手助けとなるように定める。

2. 作成の流れ

授業計画は図のような流れで作成します。教育の質向上への取組みの一環として、校長・副校長・教務主任による授業計画のチェックを実施します。



3. 授業計画記載項目

- ① 授業科目、担当者名、実務経験有無（例：看護師 有・医師 有）（実務経験を生かして学生に「その実務経験を生かして行う教育内容」）、単位数、時間数、授業形態、履修年次、授業の目標及び授業計画、使用教材及び参考文献、評価方法を記載する。
また、担当者が複数名の場合は担当者相互で内容等を事前に調整し、連名で作成する。
- ② 授業の目標及び授業計画（授業の方法及び内容）
 - ・ 授業の概略、学問分野における授業の位置づけ
 - ・ 授業期間全体を通じた授業内容
 - ・ 実務経験を生かして行う教育内容
 - ・ 授業回数の確保及び試験項目
- ③ 使用教材及び参考文献
 - ・ 使用予定の書名、著者、発行所
- ④ 評価方法
 - ・ 授業目標に対して学修成果をどのように判断するのか。評価方法を記載。（例：出席状況、終講試験、小テスト、レポート、課題等）

別紙：授業計画（シラバス）作成要領添付

授業計画書の公表方法	https://jinshin.or.jp/disclosure/
------------	---

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

仁心看護専門学校履修規程及び仁心看護専門学校学校評価規程に基づく

仁心看護専門学校履修規程

(趣旨)

第1条

この規程は、仁心看護専門学校学則施行細則第 35 条の規定に基づき、教育課程の履修に関する必要な事項を定める。

(履修)

第2条

授業科目の履修については、全科目を必修とする。

2 履修に当たっては、定められた各学年の教育計画に従わねばならない。

3 授業の 1 時限は 90 分とし、時間数は 2 時間とする。

4 授業科目ごとに出席を確認する。1 時間の授業のうち 15 分を超えて受講しなかった場合は欠課 とする。

(受験資格)

第3条

出席時間数が講義時間数の 3 分の 2 以上出席した者でなければ、その科目の評価を受けることができない。

2 公欠により出席時間数が満たない者は、教科担当者へ補習授業願(様式 14 号)を提出し許可を受けた後、所定の補習授業を受けることができる。

3 学科試験当日の 試験開始前 までに受験できない事由の 連絡をしなければならない。

(修了試験)

第4条 修了試験は、各科目の授業終了後に実施する。

(試験の予告)

第5条 試験は、原則として 1 週間前に掲示等により予告し、各科目担当教員が行うものとする。

(追試験)

第6条 忌引その他やむを得ない理由により学科試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

2 追試験を受けようとする者は、出席可能となった登校時に教科担当者へ追試験願(様式第 15 号)を提出し、校長の 許可を受けなければならない。

3 追試験は原則として出席可能となった初日に実施する。

4 公欠の場合は公欠が明けた初日 の放課後に 実施する。

公欠以外の 欠席による追試験は 本試験から 1 週間以内に実施する。

5 再試験の追試験についても前項を適用する。

(再試験・単位認定試験)

第7条 試験の結果、不合格となった者は、再試験を受けることができる。

2 再試験を受けようとする者は、実施日前日の 17 時 30 分までに教科担当者へ再試験願(様式第 16 号)を提出し、校長の許可を受けなければならない。

再試験は基本的に土曜日に実施する。

3 再試験の結果、 不合格となった科目は単位認定試験を受けることができる。

4 単位認定試験を受けようとする者は、実施日前日の 17 時 30 分までに 教科担当者へ単位認定試験願(様式第 16 号の 2)を提出し、校長の許可を受けなければならない。単位認定試験は長期休暇に実施する。

(追試験・再試験・単位認定試験の予告)

第8条 追試験及び再試験・単位認定試験は、原則として校長の許可を得て行うものとし、実施方法は、前条に準ずる。

(受験料)

第9条 再試験・単位認定試験を再試験・単位認定試験を受けようとする者は、受験料を納入しなければならない。

2 追試験の受験料は免除される。

(試験の方法)

第10条 授業科目の試験は、筆記、レポート提出、実技等の方法により行う。また、複数の方法も併用することができる。

2 筆記試験の時間は、原則1科目50分とする。

3 やむを得ない理由により遅刻する場合、試験開始後試験開始後20分以内の遅刻については受験を認める。ただし、試験時間は延長しない。試験開始後30分を経過すれば退室を認めるが再入室はできない。

第11条 受験中に不正行為があった場合は、即時受験を中止し、当該受験科目およびそれ以降の試験について受験資格を失う。

(実習)

第12条 実習は定められた実習計画に従って履修する。

2 実習に関する詳細は実習要項に定める。

3 以下のものについては補習実習を受けることができる。

1) 公欠により出席時間数が満たない者。

4 補習実習を受けようとする者は、所定の日までに教科担当者へ補習実習願様式第14号を提出して、校長の許可を得なければならない。

5 補習実習は本校の規定する期間に行う。

1) 実習終了後の長期休暇に行う。学校の都合により変更することもある。

6 以下のものについては再実習を受けることができる。

1) 欠席時間が実習予定時間の3分の1を超え実習評価を受けることができなかった者。

2) 実習評価が60点に満たない者。

3) 8項の再実習対象科目に当たるもの。

4) 当該年度に再実習できる単位を限度とする。

7 再実習を受けようとする者は、所定の日までに教科担当者へ再実習願(様式第17号)を提出し再実習費を納入して、校長の許可を得なければならない。

8 次の科目は再実習を受けることができる。

2年次の「看護実践力の基礎を培う実習」以外の科目

9 再実習は本校の規定する期間に行う。

1) 1年次の「病院における看護の場と人を知る実習」：1年次の春季休暇中

2) 2年次の「健康な子どもを理解する実習」：2年次の春季休暇中

「地域で生活する高齢者を理解する実習」：2年次の春季休暇中

3) 2年次の「看護の実践力を培う実習」：3年次の夏季休暇中

4) 3年次のすべての実習：当該年度の1・2月中

10 再実習で取得できる単位は以下の通りとする。

1) 1年次の春季休暇中 1単位

2) 2年次の春季休暇中 12単位

3) 3年次の夏季休暇中 2単位

4) 3年次の1・2月 12単位

11 上記9-4)の再実習が不合格の場合は、単位認定実習として実習し再評価を受けることができる。

仁心看護専門学校評価規程

(目的)

第1条

この規程は、仁心看護専門学校(以下「本校」という)学則施行細則第35条の規定

に基づき、学習の評価について必要な事項を定める。

(単位修得)

第2条 授業科目の単位修得は本校において実施する試験に合格しなければならない。

2 授業科目を受講し、合格した者に対して所定の単位を与える。

(試験)

第3条 本校における単位認定の試験は、原則として 修了試験・追試験・再試験及び単位認定試験とする。

(学習の評価)

第4条 学習の評価は、試験・実習評価表の成績、学習態度、出席状況などを総合し、下記の基準により行い、60 点以上を合格、60 点未満を不合格とし、次の標語をもって明示する。

優 (80 点以上)・良 (70 79 点)・可 (60 69 点)・不可 (59 点以下)

(1) 学科試験

ア 学科評価は、出題教員の採点により、すべて 100 点制とする。ただし、1 科目につき複数に及ぶときは、その平均点とする。

イ 再試験・単位認定試験は、科目ごとに実施し 60 点以上を合格とする。

但し、評価は「可」とする。

ウ 本試験の追試験の成績は得点の 80 で評価する。

エ 再試験・単位認定試験の追試験の成績は得点の 80 %とする。

但し、公欠で再試験・単位認定試験が受けられなかった場合の成績は、得点の 100 で評価する。

(2) 実習成績

ア 実習評価は 100 点制とし、各実習要項に定める評価方法により担当教員が評価を行い、実習評価会議で決定する。

イ 再実習は 60 点以上を合格とし、評価は「可」とする。

ウ 守秘義務違反その他、倫理に反する行為があった場合には当該科目の単位認定をしないこともあり得る。

(評価対象外)

第5条 正当な理由なく、また無届けで試験を受けなかった授業科目は評価の対象としない。

(成績表)

第6条 各授業科目の評価は、成績表によって各人に通知する。

(卒業の延期)

第7条 所定の単位を修得できない者は、卒業を延期される。

(留年)

第8条 当該年度の単位を修得できない者は進級できず当該学年に留年とする。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 履修評価の成績評価点数を、全科目の合計点の平均を算出する方法で客観的な指標として設定している。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://jinshin.or.jp/disclosure/
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) ディプロマ・ポリシー（卒業認定に関する方針） 学則 25 条に基づき、授業科目を履修し、卒業に必要な単位を取得した上で学生は卒業時に次の能力を修得していること。 1. 豊かな感性と人間を尊重する精神と態度を身につけている 2 看護の対象である人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として理解できる。 3. 科学的根拠に基づいて、看護を実践できる基礎能力を身につけている。 4. 保健・医療・福祉チームにおける看護の役割と責任を自覚し、社会貢献できる能力を身につけている。 5. 国際的視野を持ち、専門職者とし看護の向上に努め、人間的成長を図ることができる。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://jinshin.or.jp/disclosure/

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	仁心看護専門学校
設置者名	医療法人 仁心会

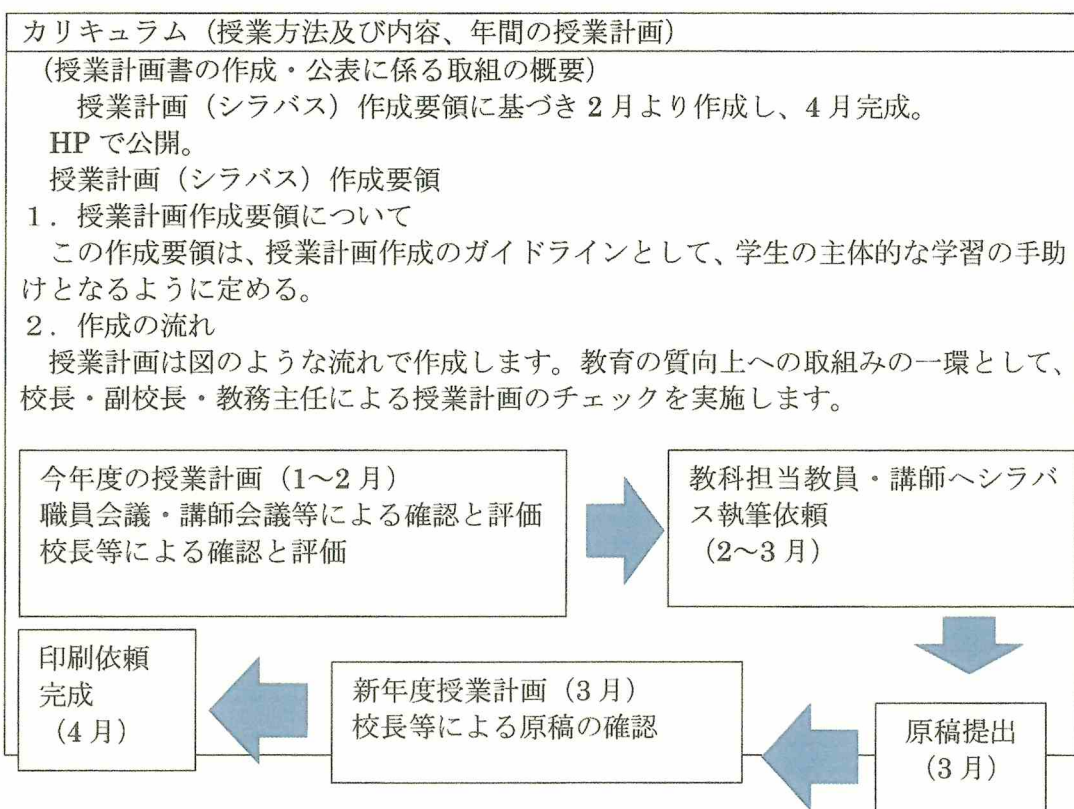
1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://jinshin.or.jp/disclosure/
収支計算書又は損益計算書	https://jinshin.or.jp/disclosure/
財産目録	https://jinshin.or.jp/disclosure/
事業報告書	https://jinshin.or.jp/disclosure/
監事による監査報告（書）	https://jinshin.or.jp/disclosure/

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		専門課程	看護	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	2940 単位時間／単位	1687 単位時間	308 単位時間	945 単位時間	単位時間	単位時間
			単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120 人		58 人	0 人	10 人	48 人	58 人	



3. 授業計画記載項目

- ⑤ 授業科目、担当者名、実務経験有無（例：看護師 有・医師 有）（実務経験を生かして学生に「その実務経験を生かして行う教育内容」）、単位数、時間数、授業形態、履修年次、授業の目標及び授業計画、使用教材及び参考文献、評価方法を記載する。
また、担当者が複数名の場合は担当者相互で内容等を事前に調整し、連名で作成する。
- ⑥ 授業の目標及び授業計画（授業の方法及び内容）
- ・ 授業の概略、学問分野における授業の位置づけ
 - ・ 授業期間全体を通じた授業内容
 - ・ 実務経験を生かして行う教育内容
 - ・ 授業回数の確保及び試験項目
- ⑦ 使用教材及び参考文献
- ・ 使用予定の書名、著者、発行所
- ⑧ 評価方法
- ・ 授業目標に対して学修成果をどのように判断するのか。評価方法を記載。（例：出席状況、終講試験、小テスト、レポート、課題等）

別紙：授業計画（シラバス）作成要領添付

成績評価の基準・方法

（概要）

履修評価の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出する方法を客観的な指標として設定している。

卒業・進級の認定基準

（概要）

ディプロマ・ポリシー（卒業認定に関する方針）

学則 25 条に基づき、授業科目を履修し、卒業に必要な単位を取得した上で学生は卒業時に次の能力を修得していること。

1. 豊かな感性と人間を尊重する精神と態度を身につけている
- 2 看護の対象である人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として理解できる。
3. 科学的根拠に基づいて、看護を実践できる基礎能力を身につけている。
4. 保健・医療・福祉チームにおける看護の役割と責任を自覚し、社会貢献できる能力を身につけている。
5. 国際的視野を持ち、専門職者とし看護の向上に努め、人間的成長を図ることができる。

学修支援等

（概要）

個別面談・授業内容の補講、補習・国家試験対策授業、個別指導（保護者も含む）等を行っております。また、精神ケアにはスクールカウンセラー及び病院診療を利用しております。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他

22 人 (100%)	人 (%)	21 人 (95.5%)	1 人 (4.5%)
(主な就職、業界等) 病院			
(就職指導内容) 在学中は、外部講師を招いてのセミナーや個別の面接練習等を行っております。また、1 年次から個人面談を中心に指導しております。			
(主な学修成果(資格・検定等)) 専門士・看護師国家試験受験資格・保健師、助産師学校の受験資格・大学養護教諭養成課程受験資格・大学入学編入資格			
(備考) (任意記載事項) ※			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
73 人	9 人	12.3%
(中途退学の主な理由) 進路変更・健康面・学業不振		
(中退防止・中退者支援のための取組) 在学中は 1 年次から個人面談を中心に学習指導や生活指導しております。 スクールカウンセラーも利用しております。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護	150,000 円	540,000 円	240,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://jinshin.or.jp/disclosure/
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 下記の方針・規程を定め、委員の選任を行う。 学校関係者評価基本方針 1. 目的 ①本校の教育活動や学校運営の状況に関する評価を積極的に行い、その結果に基づき改善を図り、社会にとって必要な人材を育成していく。 ②自己評価に結果に基づいて行う学校関係者評価の実施とその結果の公表・説明により、関係者に対して、適切に説明責任を果たす。 2. 学校関係者評価に時期 ①自己評価 教職員が、本校の理念・目標に照らして、自らの活動について行う評価。前年度の自己評価を2月までに完了する。 ②学校関係者評価 学校関係者(専門分野委員、卒業生、保護者、その他教育に関する有識者等)を学校自ら専任し、構成された評価委員会が自己評価の結果について行う評価。 3. 学校関係者評価の内容 学校関係者評価については、自己評価を行った以下の項目について実施する。 ①教育理念・目的 ②教育目標 ③教育課程経営 ④教授・学習・評価過程 ⑤経営・管理過程 ⑥入学 ⑦卒業・就職・進学 ⑧地域社会・国際交流 ⑨研究 4. 学校関係者評価の組織 ①学校関係者評価委員会を組織する。 ②委員会の構成は、別紙「学校関係者評価委員会名簿」による。

5. 学校関係者評価の実施 ①原則として1年間1回委員会を実施する。 ②委員会実施前に、学校で行った自己点検評価の資料を各委員に配布する。 6. 学校関係者評価の公表 ①学校関係者評価の結果は、学校ホームページで公表する。 7. 学校関係者評価の活用 ①目標設定→実行→評価→改善の一連のサイクルを通じて、共通目標設定へ活用する。 ②評価結果は、新年度年間計画作成の参考資料とする。 別紙：学校関係者評価会議報告書 別紙：学校関係者評価基本方針添付 別紙：学校関係者評価委員会規程添付 別紙：学校関係者委員会名簿添付 氏名非公表		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
後援会会長及び役員	始期 2024. 4～ 終期 2026. 3	保護者
看護師	始期 2024. 4～ 終期 2026. 3	卒業生
松下病院総看護師長	始期 2024. 4～ 終期 2026. 3	専門分野委員
福山病院総看護師長	始期 2024. 4～ 終期 2026. 3	専門分野委員
オレンジ学園看護部長	始期 2024. 4～ 終期 2026. 3	専門分野委員
たちばな医療専門学校副校長	始期 2024. 4～ 終期 2026. 3	教育に関する有識者
たちばな医療専門学校事務長	始期 2024. 4～ 終期 2026. 3	教育に関する有識者 及び財務関係有識者
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://jinshin.or.jp/disclosure/		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://jinshin.or.jp/disclosure/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H146310000056
学校名 (〇〇大学 等)	仁心看護専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	医療法人 仁心会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		15人（1）人	13人（1）人	15人（1）人
内 訳	第Ⅰ区分	一人	一人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅱ区分	一人	一人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅲ区分	0人	一人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	人	人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	一人	一人	
	区分外（多子世帯）	人	人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ ）人
合計（年間）				15人（1）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他の不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	2人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	2人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2 年以下のものに限る。）			
年間	1人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	一人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	一人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。